

本日の会議に付した事件

平成23年第5回山元町議会臨時会

平成23年11月22日（火）午前10時

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 常任委員会の委員の選任
- 日程第 8 議長の常任委員の辞任
- 日程第 9 議会運営委員の選任
- 日程第10 常磐自動車道建設促進特別委員会の設置について
- 日程第11 東日本大震災災害対策調査特別委員会の設置について
- 日程第12 互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第13 互理地区行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第14 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第15 提出議案の説明
- 日程第16 議案第61号 山元町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 追加日程第1 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出の件

午前10時00分 開 議

事務局長（渡邊秀哉君）皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間は地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の後藤正幸議員をご紹介いたします。

臨時議長席にお着きください。

臨時議長（後藤正幸君）ただいま紹介されました後藤正幸でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから平成23年第5回山元町議会臨時会を開催します。

本日の会議を開きます。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長齋藤俊夫君、あいさつ願います。

町 長（齋藤俊夫君）改めておはようございます。

本日ここに任期満了による一般選挙後初の山元町議会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、先般行われました町議会議員一般選挙において、多くの有権者からの力強いご支持と大きな期待を担われ、めでたく当選の栄誉を得られました。本日この議場に皆様方をお迎えすることができましたこと、ここに改めて衷心よりお喜びとお祝いを申し上げる次第であります。

このたびの選挙は、東日本大震災の影響に加え、議員定数も2名減の14名となる定数条例改正後初の選挙であり、また、一刻も早い大震災からの復興への切なる願いも含めて、町民の方々の議会に寄せる期待や関心は大きな高まりを見せるなど、これまでに経験したことのない選挙戦であったものと受け止めております。議員各位に対し改めてご慰労を申し上げたいと存じます。

今さら申し上げるまでもなく、議会は民主政治の根幹をなす民意代表の府であり、議会と執行機関は車の両輪に例えられるがごとく、それぞれの立場から議論を尽くし、町勢発展のため、互いに切磋琢磨しながら歩みを進めていかなければならないものと認識をいたしております。

私はこれからの町の復興、再生、そして発展を遂げるためには、長く険しい道のりが続くものと覚悟をいたしております。そのような中、今を生きる我々世代は、大震災によって犠牲となられた多くの方々、そのお一人お一人の無念さを決して忘れることなく、また、ご遺族を初め、被災された方々の悲しみや痛み、苦しみを全町民で共有し、これを乗り越えるべく町民の皆様の知恵と力を結集し、より強固で安全なまちづくりを目指して着実に、そして力強くともに歩んでいく必要があると考えております。

大震災から8か月が経過する中で、今町民の方々へ大震災からの復興の道筋をお示しする復興計画の策定作業が大詰めを迎えております。その計画につきましては、来月に予定されている12月定例会においてご提案いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

一日も早い町の復興、再生を果たすべく、議会と執行部が、そして町民が一体となり、「チーム山元」として心をつにし、犠牲となった多くの方々の無念さにおこたえできるように、また後世に誇れるまちづくりに向け、各種の取り組みを鋭意進めてまいりたいと考えております。

どうか、議員各位におかれましては、これからの4年間、町執行部に対し大局的な見地からのご理解並びに格別なるご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝と今後のご活躍を心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、歓迎のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

臨時議長（後藤正幸君）以上で発言を終わります。

臨時議長（後藤正幸君）日程第1．仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席と指定いたします。

臨時議長（後藤正幸君）日程第2．議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（後藤正幸君）ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。

山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって、1番青田和夫君及び2番岩佐哲也君を指名します。

臨時議長（後藤正幸君）投票用紙を配布します。

〔書記 投票用紙配布〕

臨時議長（後藤正幸君）念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

臨時議長（後藤正幸君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（後藤正幸君）配布漏れなしと認めます。

臨時議長（後藤正幸君）投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（後藤正幸君）異状なしと認めます。

臨時議長（後藤正幸君）ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長（渡邊秀哉君）呼び上げます。

1番 青田 和夫君	2番 岩佐 哲也君
4番 阿部 均君	5番 竹内 和彦君
6番 遠藤 龍之君	7番 齋藤 慶治君
8番 佐藤 智之君	9番 岩佐 豊君
10番 岩佐 隆君	11番 伊藤 隆幸君
12番 佐山 富崇君	13番 渡邊 計君
14番 菊地 八朗君	臨時議長 後藤 正幸君

〔投票〕

臨時議長（後藤正幸君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（後藤正幸君）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

臨時議長（後藤正幸君）開票を行います。

開票立会人、1番青田和夫君及び2番岩佐哲也君の立ち会いを願います。

〔開票〕

臨時議長（後藤正幸君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

うち有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち

阿部 均君 7票

齋藤慶治君 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4であります。よって、阿部 均君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（後藤正幸君）ただいま議長に当選されました阿部 均君が議場におられますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、議長に当選された阿部 均君を紹介いたします。

〔議長登壇〕

議長（阿部 均君）それでは、選任されましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

今回の皆様方からの選任まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

このような震災に当たっての今後の復興計画、それから町再生という部分で、非常に重要な町政の場面に議長という大責を担うことになりました。

昨日、国においても3次補正予算が通過いたしまして、復興がスタート、真の復興がスタートしたと言っても過言ではございません。そういうような部分で、今後当町におきましても、ただいま町方針に基づいた復興行動計画の素案等の作成作業中であるということを伺っております。そういう中におきまして、今後我々議会に課せられた使命は非常に大きく、非常に重いものと受け止めております。

そういう中において、皆様方のご協力を得ながら、町民の合意に基づき復興計画を生きた素案にするのが我々議会人に課せられた使命であるというような認識を持っております。そういうふうな部分で議員の皆様がご忌憚のない言論の府で議論を重ね、町民の負託にこたえられる議会運営を私は心がけてまいりたいと思いますので、なお一層の皆様方のご協力、ご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

臨時議長（後藤正幸君）これで臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

阿部 均議長、議長席にお着き願います。

議長（阿部 均君）これからの議事は、既に配布しております議事日程に従って進めます。

議長（阿部 均君）日程第3. 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（阿部 均君）ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。

山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって、3番後藤正幸君及び5番竹内和彦君を指名します。

議長（阿部 均君）投票用紙を配布します。

〔書記 投票用紙配布〕

議長（阿部 均君）念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

議長（阿部 均君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）配布漏れなしと認めます。

議長（阿部 均君）投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（阿部 均君）異状なしと認めます。

議長（阿部 均君）ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長（渡邊秀哉君）呼び上げます。

1 番 青 田 和 夫 君	2 番 岩 佐 哲 也 君
3 番 後 藤 正 幸 君	5 番 竹 内 和 彦 君
6 番 遠 藤 龍 之 君	7 番 齋 藤 慶 治 君
8 番 佐 藤 智 之 君	9 番 岩 佐 豊 君
1 0 番 岩 佐 隆 君	1 1 番 伊 藤 隆 幸 君
1 2 番 佐 山 富 崇 君	1 3 番 渡 邊 計 君
1 4 番 菊 地 八 朗 君	議 長 阿 部 均 君

〔投 票〕

議長（阿部 均君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議長（阿部 均君）開票を行います。

開票立会人、3 番後藤正幸君、5 番竹内和彦君。

〔開 票〕

議長（阿部 均君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

後藤正幸君 6 票

佐藤智之君 5 票

菊地八朗君 3 票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4 票です。よって、後藤正幸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（阿部 均君）ただいま副議長に当選されました後藤正幸君が議場におられますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選された後藤正幸君を紹介いたします。

〔副議長後藤正幸君登壇〕

副議長（後藤正幸君）ただいま皆さん方の選任によりまして、副議長という重責を担うことになりました。副議長ですので、議長を副議長の職務として全力で支えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔拍手〕

議長（阿部 均君）日程第4．議席の指定を行います。

議席は、山元町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

事務局長が議長指定の議席番号及び氏名を読み上げます。

事務局長（渡邊秀哉君）議長が指定する議席番号と氏名を申し上げます。

1 番 青 田 和 夫 君	2 番 岩 佐 哲 也 君
3 番 渡 邊 計 君	4 番 菊 地 八 朗 君
5 番 竹 内 和 彦 君	6 番 遠 藤 龍 之 君
7 番 齋 藤 慶 治 君	8 番 佐 藤 智 之 君
9 番 岩 佐 豊 君	1 0 番 岩 佐 隆 君
1 1 番 伊 藤 隆 幸 君	1 2 番 佐 山 富 崇 君
1 3 番 後 藤 正 幸 君	1 4 番 阿 部 均 君

以上であります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。議席の交換を行ってください。

午前10時30分 休憩

午前10時33分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第5．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、1番青田和夫君、2番岩佐哲也君を指名します。

議長（阿部 均君）日程第6．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

議長（阿部 均君）休憩前に引き続き再開いたします。

議長（阿部 均君）日程第7. 常任委員会の委員の選任を行います。

常任委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

（暫時休憩は、ちょっと副議長と議長が協議しますので、時間がちょっとかかると思いますので、余り遠くに離れないようお願いいたします。）

午前10時46分 休憩

午前11時28分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいまから常任委員を指名します。

お諮りします。総務民生常任委員に、1番青田和夫君、3番渡邊 計君、6番遠藤龍之君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君、13番後藤正幸君、14番阿部 均君、以上の7人を指名します。

産建教育常任委員に、2番岩佐哲也君、4番菊地八朗君、5番竹内和彦君、7番齋藤慶治君、8番佐藤智之君、11番伊藤隆幸君、12番佐山富崇君、以上の7人を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおりそれぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩します。（「議長、済みません。最初の総務民生もう1回」の声あり。）もう1回復唱。（「じゃあ、私の方から言います」の声あり。）

事務局長（渡邊秀哉君）1番青田和夫君、3番渡邊 計君、6番遠藤龍之君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君、13番後藤正幸君、14番阿部 均君、以上です。あと次はよろしいですか。（「もう1回」「次も」の声あり。）

産建教育常任委員は、2番岩佐哲也君、4番菊地八朗君、5番竹内和彦君、7番齋藤慶治君、8番佐藤智之君、11番伊藤隆幸君、12番佐山富崇君、以上です。

議長（阿部 均君）事務局長より再度読み上げた、報告したとおりでございます。

この際、暫時休憩します。休憩中に総務民生常任委員会は1階の第2会議室で、産建教育常任委員会は2階第4会議室で、正副委員長の互選及び議会広報常任委員の選任を行い、議会広報常任委員会は、2委員会終了後2階第4会議室において常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選しその結果を議長まで報告願います。

午前11時31分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）次の日程に入る前に、議会広報常任委員が選任されましたので、その結果を報告します。

議会広報常任委員に、5番竹内和彦君、6番遠藤龍之君、8番佐藤智之君、9番岩佐豊君、13番後藤正幸君、以上5人を選任しました。

各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

総務民生常任委員会委員長に岩佐 隆君、同副委員長に遠藤龍之君。産建教育常任委員会委員長に齋藤慶治君、同副委員長に佐藤智之君、議会広報常任委員会委員長に後藤正幸君、同副委員長に岩佐 豊君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

議長（阿部 均君）日程第8．議長の常任委員の辞任の件を議題とします。

本件は、一身上に関するものであり、除斥に該当するため、副議長と交代します。副議長、よろしくお願ひします。

副議長（後藤正幸君）議長と交代しましたが、引き続き議事を進めます。

お諮りします。議長の常任委員の辞任に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（後藤正幸君）異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任に同意することに決定しました。議長と交代します。

議長（阿部 均君）日程第9．議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。1番青田和夫君、4番菊地八朗君、6番遠藤龍之君、7番齋藤慶治君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君、以上の6人を議会運営委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩します。休憩中に第4会議室において議会運営委員会を開催して委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願ひます。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時50分 再 開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に岩佐 隆君、同副委員長に菊地八朗君、以上のとおり選任されました。

議長（阿部 均君）日程第10．常磐自動車道建設促進特別委員会の設置について及び日程第11．

東日本大震災災害対策調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

常磐自動車道の建設促進の調査及び東日本大震災災害対策調査について、前任期に引き続き議長を除く全員で構成する常磐自動車道建設促進特別委員会及び東日本大震災災害対策調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査研究が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員で構成する常磐自動車道建設促進特別委員会及び東日本大震災災害対策調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査研究が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に第4会議室において、常磐自動車道建設促進特別委員会及び東日本大震災災害対策調査特別委員会を開催して委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

午後 1時52分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）次の日程に入る前に、常磐自動車道建設促進特別委員会及び東日本大震災災害対策調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長に青田和夫君、同副委員長に佐藤智之君、東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長に齋藤慶治君、同副委員長に佐藤智之君、以上のとおり選任されました。

議長（阿部 均君）日程第12．互理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び山元町議会先例53番の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

互理名取共立衛生処理組合議会議員に、1番青田和夫君、2番岩佐哲也君、7番齋藤慶治君、11番伊藤隆幸君を指名します。

議長（阿部 均君）暫時休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時14分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）お諮りします。先ほど読み上げました名前に誤りがございましたので、再度皆様にお諮りいたします。

互理名取共立衛生処理組合議会議員に、1番青田和夫君、4番菊地八朗君、7番齋藤慶治君、11番伊藤隆幸君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した青田和夫君、菊地八朗君、齋藤慶治君、伊藤隆幸君を互理名取共立衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました1番青田和夫君、4番菊地八朗君、7番齋藤慶治君、11番伊藤隆幸君が互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました青田和夫君、菊地八朗君、齋藤慶治君、伊藤隆幸君が議場におられますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

この際、互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました青田和夫君、菊地八朗君、齋藤慶治君、伊藤隆幸君をご紹介します。

当選者全員登壇願います。

年長議員、青田和夫君、代表あいさつをお願いします。

1番（青田和夫君）山元町の代表として恥じないように頑張ってきたと思いますので、皆さんよろしくご支援のほどお願い申し上げます。簡単ですけども、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

議長（阿部 均君）日程第13. 互理地区行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び山元町議会先例53番の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

亙理地区行政事務組合議会議員に3番渡邊 計君、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました渡邊 計君、佐藤智之君、岩佐 豊君、岩佐 隆君を亙理地区行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3番渡邊 計君、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君が亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました渡邊 計君、佐藤智之君、岩佐 豊君、岩佐 隆君が議場におられますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

この際、亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました渡邊 計君、佐藤智之君、岩佐 豊君、岩佐 隆君をご紹介します。どうぞ前に。

代表者のごあいさつをお願いいたします。年長者の方よろしく申し上げます。

8番（佐藤智之君）ただいま議長より発表がありました。このたび亙理地区行政事務組合議会議員、この4名当選をいたしまして、議長より今ご指名をいただきました。4人力を合わせて事務組合においてしっかり頑張ってまいります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

〔拍手〕

議長（阿部 均君）日程第14．宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び山元町議会先例53番の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員、6番遠藤龍之君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した6番遠藤龍之君を宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6番遠藤龍之君が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました6番遠藤龍之君が議場におられますので、山元町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

この際、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました遠藤龍之君を紹介いたします。

どうぞ前の席をお願いします。

6番（遠藤龍之君）私が遠藤龍之です。よろしく申し上げます。後期高齢者の方々が医療を安心して受けられるよう、そうした状況づくりに取り組んでいきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

〔拍手〕

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。この中で執行部に入場してもらって、議案審議に入ります。

午後 2時24分 休 憩

午後 2時45分 再 開

議 長（阿部 均君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）この際、議長諸報告を行います。

1. 慶弔

去る11月1日に開催された山元町功労者表彰式において、青田和夫君、伊藤隆幸君、菊地公一君、阿部 均君、齋藤克夫君、後藤正幸君、森 茂喜君が表彰を受けておりますので、報告いたします。

2. 長送付議案等の受理

当局から議案等1件が送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 監査、結果報告書の受理

監査委員から定期監査結果が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 説明員の出席要求

今臨時会にお手元に配布しておりますとおり、説明員の出席を求めています。

その他特に報告すべき事項

町長から工事請負契約締結の報告が提出されましたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第15. これから提出議案の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君。

町 長（齋藤俊夫君）本日、ここに平成23年第5回山元町議会臨時会が開催され、提出議案をご審議いただくに当たり、議案の概要についてご説明を申し上げますので、議員各位の一層のご理

解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まずもって、このたび第17代議長に就任されました阿部 均さん、第17代副議長に就任されました後藤正幸さんに対し心からお祝いを申し上げますとともに、ご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げる次第でございます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく条例議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第61号、山元町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告制度の趣旨を踏まえ、本年度の勧告内容に沿って本町職員の給料月額の設定等を行うため、提案するものであります。

以上、議案の概要についてご説明申し上げましたが、議案の細部につきましては、さらに関係課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第16、議案第61号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。総務課長島田忠哉君。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。

それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

議案第61号、山元町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。説明につきましては、本日お配りさせていただいております第5回臨時議会配布資料No.1という条例議案の概要に沿ってご説明をさせていただきますので、お手元にご用意をいただきたいというふうに存じます。

それでは、朗読をさせていただきます。

人事院の国会及び内閣に対する平成23年9月30日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の給料月額の設定等を行うものでございます。

具体の改正内容でございます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

8番（佐藤智之君）はい。今回のこの条例案で大体どの程度総額マイナスの金額になるのか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。今回の給料改定に伴いまして、一般会計、国保会計、介護保険会計、下水道事業及び上水道事業会計職員に係りますところの給料、手当、共済費すべて含みますと、139万円ほどの減額を見込んでおります。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい。毎年この時期になりますと、いわゆる人事院勧告といいまして同様の通達が出てくるわけでございますけれども、これに伴って職員の、いわゆる働く意識の低下、ないものを期待しますけれども、その辺の状況について町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。人事院勧告制度と職員の勤労意欲というふうなことだろうというふうに思いますが、ご案内のように人事院勧告制度、公務員いろいろ制約されている中で、人事院のこの勧告を基本にした勧告を尊重する形で、これまで運用されてきているわけですが、私は基本的にこういう制度の中で、公務員がある意味身分を保障されているというふうな中で、町の職員としても、やはり法に守られた中でそれにおこたえできるような、恥じないような心で、あるいは具体の勤務の中で頑張らせていただいているというふうに思

っておるところでございまして、基本的にはこの制度を今後とも尊重する形で進めることが肝要かなというふうに考えているところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい。ただいま年額139万円の削減といたしますか、削減ということでございますが、特にこの金額について、この額の、特にこういう福祉目的に使うとか、何らかの目的といたしますか、そういうのがあるのかどうか。一般的には――ということなんでしょうが、特に今回はそういったことでその目的があるのかどうか、もしあれば教えていただきます。よろしくをお願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。今回の改定に伴う余剰財源等の使途というお尋ねでございますけれども、これは政策目的ではなくて、人事院勧告に基づくものということでございますので、特定財源的な使途は想定しておらないというようなことでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質問、質疑ありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。人事院勧告の趣旨を踏まえてということなんですが、その趣旨の内容というのが改定内容ということになるかと思うんですが、これらについて、素直にこの趣旨を受けての結果がこの改正内容になっているのかどうか、その辺の検討内容はどうだったのかお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。人事院勧告制度につきましては、申し上げるまでもなく、労働基本権の代償措置というふうなことでございます。その前提となりますのは、民間給与との実態乖離、こういったものをいかに乖離をなくすのかという前提でございまして、当然人事院勧告におきますこういった民間給与との格差の関係につきましては、国の方で実態把握のための調査に基づいてその結果0.23の格差があるというふうな判定でございます。我々地方公務員につきましては、国並びに民間準拠というふうな部分での均衡、こういったものを図るという一つの給与の原則もございまして、その結果の0.24パーセントにつきましては、人事委員会を持たない本町においては遵守すべきものという理解をしているところでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、その中身確認したいんですけども、ちょっとこのせつかく改正内容ということで説明されているんですが、正直言うと、1番の給与、これはわかるんですが、0.23パーセント削ると。2番、3番というのは、これ上にプラスになるのかマイナスになるのかで、その辺の3番は特別昇給号俸の回復措置という、抑制されたものが回復されたというような表現なんですけど、これはプラスというふうに考えていいのか、そして、全体としてプラスマイナスがあって、年総額139万円でおさまったというふうな理解でいいのか。もうそういう理解であるならば、その辺の内容についてもう少し詳しく示していただきたいと思っております。

総務課長（島田忠哉君）はい。先ほどお話しさせていただきました139万2,000円の効果につきましては、本年度実施に係る部分というふうなことでございますので、段階的に実施される部分について、その結果どうなるのかという具体の計算はしておりませんが、高齢層を中心に経過措置額であったり、廃止をするというふうなことで考えていったときに、総体的には人件費は抑制されるものと。ただし、若年層については、施行の3番目でもありますとおり、若年層は給与構造改革期間中の4年間で抑制されてきた部分の回復措置というふうなことでもございますので、こういったもの等々、総体的に考えてみて最終的に判断する必要あるかと思っておりますが、現段階におきましては、総体的には抑制だろうというふうに見込

んでおるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。総体的に、例えば2番目の給与構造改革における経過措置額の廃止の結果どうなのか、3番の号俸回復したのがどうなのかというところを聞いたかったんですが。そして、だから、これは多分プラスの性格を持つものだと、勝手にここから見れば、理解するんですが、そのプラス面とマイナス面、そして1番目が相当マイナスがあつて、しかしながら、2番、3番で少しプラス面があつて総体的に139万円の減額になっているんだということのように受け止めたんですけども、だったら、この2番、3番ってどの程度のプラス面になっているんですかということを確認したかっただけなんですけど、その辺について改めてお伺いいたします。

総務課長（島田忠哉君）はい。お答えさせていただきます。

全体的には遠藤議員さんご指摘のとおり0.23の引き下げですね。その2番、3番目の関係でございますけれども、2番の関係につきましては、給与構造改革に伴う経過措置額の廃止というふうなことで答弁させていただきましたが、これにつきましては、平成18年4月1日から給料表を平均で5.43パーセント引き下げが行われてきたということでございます。これの減給補償のために給料月額と新給料との差額を調整額として支給するというふうな措置がなされ、この部分についての差額の減給補償分については、1万円を上限とし2分の1というふうなことで施行されるわけでございます。そして、この部分が全額廃止になるのが平成25年4月1日という段階的な部分、この部分につきましては、基本的には50歳代を中心に40歳以上の人たちのという部分の給料改定の減というふうな部分の財源を活用し、③番目の若年層の回復措置というふうなことでございます。そういうふうな措置はあるものの、トータルとして0.23パーセントの引き下げというふうな内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

6番（遠藤龍之君）はい。最後の確認。そうすると、下がった人はいるけれども、上がった人もいるというふうに受け止めていいの。

総務課長（島田忠哉君）はい。ただいまのご理解のとおりで結構でございます。ちょっとつけ加えさせていただきますと、40歳代以上の人たちは減って、それ以下の人たちは若干回復ということの理解をしていただければというふうに存じます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい。この改正するに当たって、山元町の職員の平均給与は国家公務員と比べた場合、ラスパイレスで言いますと、現在が何パーセントで、改正後何パーセントぐらいに縮まるのか、開くのか教えてください。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ラスパイレスの関係でございますけれども、山元町は平成22年度の決算額に基づいたラスパイレスは、国家公務員を100とした場合に90.0でございます。これが改定した後になんのかというふうな部分については、国を100として、国の方も0.23引き下げということなので、それに比例した形で変動するというふうなことかと思えますね。若干親金が違うものですから、金額の面では差異は生じるでしょうけれども、そのようなことでご理解いただければというふうに存じます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 6 1 号、山元町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）暫時休憩をします。10 分間休憩をします。20 分開会とします。

午後 3 時 0 9 分 休 憩

午後 3 時 2 0 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）この際、議長諸報告を行います。

1. 長送付議案の受理

当局から議案 1 件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2. 委員会継続調査申出書の受理

議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上で、議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）ただいま同意第 4 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第 4 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

議 長（阿部 均君）追加日程第 1. 同意第 4 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

追加日程第 1. 同意第 4 号を議題とします。

1 2 番佐山富崇君は、地方自治法第 1 1 7 条の規定により除席の対象となるため、退場願います。

当局から議案の説明を求めます。町長齋藤俊夫君。

町 長（齋藤俊夫君）同意第 4 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

裏面をご覧くださいます。

議会議員のうちから監査委員を選任するに当たり、佐山富崇さんの選任について議会の同

意を求めるため、提案するものであります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 1 番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第 4 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第 4 号は同意することに決定されました。

議長（阿部 均君）日程第 17. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、山元町議会会議規則第 7 4 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の調査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上をもって本日の会議を閉じます。

これで平成 23 年第 5 回山元町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 3 時 24 分 閉 会